

とする場合には、何事もよく分つて居て、個人の体質持病なども知つて居るのであるから、萬事好都合であるのである。

斯う云ふ風に、大きな工場、若しくは事業場に於て、健康保険組合を設立することは、種々の利便と利益があるのであるから、進んで

健康保険組合設立の舉に出て貰ひたいものである。

二 組合の大小と區域

次には二工場、若しくは二工場以上を有する工業會社に於て、健康保険組合を設立する場合に全体を纏めての保険組合を設立すべきか？
或は、又た

一工場宛別々の保険組合を設立すべきか？
と云ふに、それは、社會保險の趣意から云へば

可成的多數の人が、傷病者の災害を分擔し合ふ

のが良いのであるから、一工場宛個々の組合を造るよりも、二工場、三工場乃至五六工場を通じての大きな健康保険組合を設立し、さうして損害の分擔率を薄くするやうにするのが、良いと思ふのである。
しかし、其地域が甚しく懸け離れて、例之ば

東京に一工場、大阪に二工場、九州に一工場

と云ふ如き場合には、組合會へ議員を招集し、又は理事が協議をしようとする如き場合に不便であるから東京を中心とする地方の工場を纏めて一組合とし、大阪を中心とする地方の工場、例之ば
京都の一工場、大阪の一工場、神戸の一工場の三工場を取纏めて

一つの健康保険組合を設け、中國は岡山を中心とした地方丈け、九州は福岡を中心とした地方の工場丈けを纏めると云ふ様にして、

大体一日の中に往復し得る旅程の地方を一區域として個々の組合を設けるやうにしないでなるまいと思ふのである。

三 組合設立の準備

さて健康保險法に依つて、健康保險組合を設立することに定めるとして、其準備として差し當り如何な

ることを爲すべきかと云ふに、先づ

をせねばならぬのである。

1 標準報酬の算定

即ち、各労働者の給料日額、若しくは平均一日所得額に、手當金、賞與、食費其他の所得額中健康保険法施行令第一條規定のものを除いた額の、平均日額を加へて、所謂

報酬日額

を定め、これを健康保険法施行令第三條の

標準報酬等級表

に照合して、

何級が何人と何級が何人

と云ふ事を定めるのである。

これが、保険料算定の基本ともなり、又た保険給付の基礎ともなるのであるから、これは十分正確に算出して決定せねばならぬのである。

さうして此の標準報酬額は、明大正十六年度の保険事業の基礎となる分は、健康保険法施行令第四條の

第一項、及び附則の第二項に依つて

大正十五年十一月一日ノ現在

の分であるから、其日までこれを算出決定して届出をしなければならぬのである。

次には

2 事業計畫

を決定しなくてはならぬ。

即ち、組合組織の概要、被保険者の人員、組合員たるべき者の範圍、組合の區域、保険料總額、事業主負擔額、國庫補助金額、保険給付の概要、資金不足の場合の處置法其他の事業の計畫を定めて、これを列記した

事業計畫書

を作製しなくてはならぬのである。

第三には

3 組合の規約

の草案を作製しなくてはならぬのである。

健康保険組合に就て

此の準則は、社會局から發表さるゝ筈であるから、それに自己工場の慣習、事情等を考慮して草案を作るのである。

第四には

4 収入支出の豫算

を作らなくてはならぬ。

前の標準報酬額に基いて、被保険者から徴収すべき保険料収入の總額、専業主負擔の金額、政府の補助金等を合算した収入の豫算、及び

今日までの勞働者の病氣休業率

及傷害率、入院患者數、其他の統計に依つて

一人一年中に於ける傷病日數

を算定し、それに依つて、保険給付其他の支出額の豫算を定め、これを表にして置くのである。それから、

5 被保険者の同意

を得るやうな段取りとして、健康保険法施行令第十一條に依つて

のである。

被保険者全体の同意を求める

此の同意を求めた結果

全員の二分の一以上の同意が得られた

ならば、前に作製してあつた、

- 一 組合の規約
 - 二 事業計畫書
 - 三 保険料率及其計算の基礎を示したる書面
 - 四 初年度の収入支出の豫算
 - 五 健康保険法施行令第十一條の書面の寫（被保険者に送付の年月日を記載すること）
 - 六 組合の設立に付健康保険法第二十九條第一項の同意ありたることを認むるに足る書類等の書類を取揃えて、組合設立認可申請書に添え、内務大臣へ申請することを要するのである。
- 斯うして

内務大臣から認可せられた時に組合が成立する

のである。

尙ほ、設立認可のあつた時には、事業主は

- 一 遅滞なく規約を公示すること
- 二 遅滞なく組合會を招集し、組合設立の経過、保険率、初年度の收支豫算等を報告すること

等をしなければならぬのである。

組合が成立してから、理事が選出されて就職されるまでは、事業主が理事の職務を行ふのである。斯うして、健康保険組合は出来上るのである。

附 記

本文は守屋氏の談話を記者の編述したもので、時間の無い爲め氏の校閲を得る違がなく、本書に記載したものであるから、文字上の責任は全部記者に在るのである。

健康保険組合に就て

のである。

尙ほ、設立認可のあつた時には、事業主は

遅滞なく規約を公布すること

遅滞なく組合會を招集し、組合設立の經過、保険率、初年度の收支豫算等を報告すること

等をしてなければならぬのである。

組合が成立してから、理事が選出されて就職されるまでは、事業主が理事の職務を行ふのである。斯うして、健康保険組合は出来上るのである。

附 記

本文の守屋氏の談話の記者の編述したもので、時間の無い爲め氏の校閲を得る事がなく、本書に誤謬がある事があるから、文字上の責任は全部記者に在るのである。

大正十五年八月十日印刷
大正十五年八月十五日發行

(定價金壹圓五拾錢)

【郵 税 四 錢】

編輯兼發行人 宇野利右衛門
大阪市東淀川區國次町一〇九ノ一

印刷人 岩崎秀吉
大阪市東淀川區國次町一〇九ノ一

發行所 大阪市東淀川區國次町
工業教育會出版部

電話長北八五七番
振替大阪一〇九一八番

取次販賣 東京、大阪、京都、福岡、仙臺
丸善株式會社

宇野利右衛門編

工場法規の研究 全

壹冊四六版
ポイント活字
三百頁
正價金貳圓

●内容一班

- 一、改正工場法
- 二、改正工場法施行令
- 三、改正工場法施行規則
- 四、工業労働者最低年齢法
- 五、工業労働者最低年齢法施行規則
- 六、新舊工場法比較・對照
- 七、新舊工場法施行令比較・對照
- 八、新舊工場法施行規則比較・對照
- 九、工場法規の疑義解釋
- 一〇、工場法規の研究

大阪市東淀川区國次町

發行所 工業教育會出版部

大阪天満局私書函第五號

終